

令和6年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(6 月 13 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和6年第2回神奈川県議会定例会（6月13日提案分）提出議案件数調	1
2	令和6年度6月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和6年度神奈川県一般会計6月補正予算局別財源調書	2
3	令和6年度一般会計6月補正予算地方債について	4
4	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【政策局関係】	6
5	かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例を廃止する条例 の概要【政策局】	7
6	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法 人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	8
7	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	9
8	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条 例の概要【総務局】	10
9	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	11
10	神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	12
11	過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要 【総務局】	13
12	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【くらし安全防災局関係】	14
13	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【文化スポーツ観光局関係】	15
14	令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】	16
15	かながわアートホールの指定管理者の指定の概要【文化スポーツ観光局】	17
16	西湘スポーツセンターの指定管理者の指定の概要【文化スポーツ観光局】	18
17	スポーツ会館の指定管理者の指定の概要【文化スポーツ観光局】	19
18	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】	20
19	令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】	21
20	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第 3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	22
21	秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者の指定の概要 【環境農政局】	23

22	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】	24
23	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	26
24	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	27
25	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	28
26	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】	29
27	動産の取得の内容【健康医療局】	30
28	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款の変更の概要【健康医療局】	31
29	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の変更の認可の概要【健康医療局】	32
30	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】	33
31	令和6年度一般会計6月補正予算継続費について【産業労働局関係】	34
32	令和6年度6月補正予算公共事業等の内容【県土整備局関係】	36
33	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業（公共事業等を除く）【県土整備局関係】	37
34	一級河川矢上川地下調節池トンネル本体I期工事請負契約変更の内容【県土整備局】	38
35	和解の概要【県土整備局】	39
36	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】	40
37	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会】	41
38	動産の取得の内容【教育委員会】	42
39	動産の取得の内容【教育委員会】	43
40	動産の取得の内容【教育委員会】	44
41	令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【警察本部関係】	45
42	令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】	46

1 令和6年第2回神奈川県議会定例会（6月13日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	—
企 業 会 計	—
合 計	1

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 廃 止	1
条 例 の 改 正	11
工 事 請 負 契 約 の 変 更	1
動 産 の 取 得	4
指 定 管 理 者 の 指 定	4
そ の 他	3
合 計	24

2 令和6年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,104,512,000	12,226,740	2,116,738,740
特 別 会 計	2,246,937,608	—	2,246,937,608
企 業 会 計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,511,770,288	12,226,740	4,523,997,028

(参考) 前年度(令和5年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	6月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,278,408,006	4,963,115	2,283,371,121
特 別 会 計	2,255,966,344	212,419	2,256,178,763
企 業 会 計	163,885,463	—	163,885,463
合 計	4,698,259,813	5,175,534	4,703,435,347

(1) 令和6年度神奈川県一般会計6月補正予算局別財源調書

局 別	予 算 額	財 源			
		国庫支出金	分担金及 び負担金	使用料及 び手数料	財産収入
政 策 局	1,756				
総 務 局					
くらし安全防災局	1,737,709	1,399,170			
文化スポーツ観光局	28,215				
環 境 農 政 局	84,094	83,335			
福祉子どもみらい局	5,867,695	1,585,672			
健 康 医 療 局	1,379,580	957,851			
産 業 労 働 局	2,183,549	1,904,245			
県 土 整 備 局	879,814				
会 計 局					
各 局 委 員 会					
教 育 委 員 会	10,364	10,364			
警 察 本 部	53,964				
小 計	12,226,740	5,940,637			
合 計	12,226,740	5,940,637			

(単位 千円)

内 訳					備 考
寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源	
				1,756	
		28		338,511	
				28,215	
				759	
	4,278,218	34		3,771	
		8		421,721	
		55	177,000	102,249	
			756,000	123,814	
				53,964	
	4,278,218	125	933,000	1,074,760	
	1,074,760			△ 1,074,760	その他特定収入
	5,352,978	125	933,000		

3 令和6年度一般会計6月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み	当 該 年 度 末 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額	
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 普通債	(1,134,415,320) 1,490,815,486	(1,113,488,146) 1,490,885,436	補正前の額	76,869,000	(121,569,935) 128,757,378	(1,069,720,211) 1,439,930,058	
			補 正 額	933,000	-		
			計	77,802,000	(121,569,935) 128,757,378		
	(1) 民生	(31,260,845) 35,786,968	(29,285,831) 35,280,565	補正前の額	578,000	(2,637,841) 1,673,001	(27,225,990) 34,185,564
				補 正 額	-	-	
				計	578,000	(2,637,841) 1,673,001	
	(2) 衛生	(17,482,358) 19,860,259	(16,207,942) 19,455,813	補正前の額	1,155,000	(1,689,984) 969,257	(15,672,958) 19,641,556
				補 正 額	-	-	
				計	1,155,000	(1,689,984) 969,257	
	(3) 労働	(6,212,456) 7,870,775	(5,478,646) 7,088,045	補正前の額	62,000	(1,169,039) 1,001,590	(4,371,607) 6,148,455
補 正 額				-	-		
計				62,000	(1,169,039) 1,001,590		
(4) 農林水産	(59,150,198) 76,685,930	(54,893,856) 74,503,984	補正前の額	2,726,000	(7,062,118) 8,711,075	(50,557,738) 68,518,909	
			補 正 額	-	-		
			計	2,726,000	(7,062,118) 8,711,075		
(5) 土木	(722,491,982) 997,145,661	(705,255,166) 985,566,708	補正前の額	48,772,000	(80,842,259) 90,556,339	(673,940,907) 944,538,369	
			補 正 額	756,000	-		
			計	49,528,000	(80,842,259) 90,556,339		
(6) 警察	(53,919,883) 61,853,881	(54,669,175) 65,634,415	補正前の額	3,702,000	(4,584,274) 2,908,031	(53,786,901) 66,428,384	
			補 正 額	-	-		
			計	3,702,000	(4,584,274) 2,908,031		
(7) 教育	(157,916,880) 184,643,843	(167,305,048) 198,080,242	補正前の額	13,826,000	(11,939,616) 10,905,683	(169,191,432) 201,000,559	
			補 正 額	-	-		
			計	13,826,000	(11,939,616) 10,905,683		
(8) その他	(85,980,718) 106,968,169	(80,392,482) 105,275,664	補正前の額	6,048,000	(11,644,804) 12,032,402	(74,972,678) 99,468,262	
			補 正 額	177,000	-		
			計	6,225,000	(11,644,804) 12,032,402		
2 災害復旧債	(5,706,742) 5,800,276	(5,703,369) 5,961,976	補正前の額	583,000	(398,158) 146,215	(5,888,211) 6,398,761	
			補 正 額	-	-		
			計	583,000	(398,158) 146,215		
	(1) 総務	3,000	(2,820) 3,000	補正前の額	-	(180) -	(2,640) 3,000
				補 正 額	-	-	
				計	-	(180) -	
	(2) 農林水産	(1,386,003) 1,470,027	(1,599,093) 1,730,136	補正前の額	234,000	(99,654) 40,880	(1,733,439) 1,923,256
				補 正 額	-	-	
				計	234,000	(99,654) 40,880	
	(3) 土木	(4,317,739) 4,327,249	(4,101,456) 4,228,840	補正前の額	349,000	(298,324) 105,335	(4,152,132) 4,472,505
補 正 額				-	-		
計				349,000	(298,324) 105,335		

区 分	前前年度末 現在高	前年度末現在 高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額			
3 その他			補正前の額	30,000,000	(164,607,585) 179,348,080	(1,807,325,454) 2,345,158,068	
			補正額	-	-		
			計	30,000,000	(164,607,585) 179,348,080		
	(1) 減税補填債	(66,109,373) 131,744,625	(54,149,318) 114,703,355	補正前の額	-	(13,088,933) 28,230,375	(41,060,385) 86,472,980
				補正額	-	-	
				計	-	(13,088,933) 28,230,375	
	(2) 臨時税收補填債	(9,289,475) 18,395,000	(7,266,025) 18,395,000	補正前の額	-	(2,023,450) -	(5,242,575) 18,395,000
				補正額	-	-	
				計	-	(2,023,450) -	
	(3) 減収補填債	(113,764,220) 116,405,099	(105,549,398) 110,060,877	補正前の額	-	(8,384,702) 5,833,222	(97,164,696) 104,227,655
				補正額	-	-	
				計	-	(8,384,702) 5,833,222	
	(4) 臨時財政対策債	(1,846,444,342) 2,303,269,854	(1,767,048,577) 2,243,331,195	補正前の額	30,000,000	(140,616,548) 144,970,531	(1,656,432,029) 2,128,360,664
				補正額	-	-	
				計	30,000,000	(140,616,548) 144,970,531	
	(5) 枠外債	47,537	40,053	補正前の額	-	7,772	32,281
				補正額	-	-	
				計	-	7,772	
	(6) 調整債	(8,233,848) 8,281,848	(7,879,668) 7,975,668	補正前の額	-	(486,180) 306,180	(7,393,488) 7,669,488
				補正額	-	-	
				計	-	(486,180) 306,180	
合 計	(3,184,010,857) 4,074,759,725	(3,061,124,554) 3,991,353,560	補正前の額	107,452,000	(286,575,678) 308,251,673	(2,882,933,876) 3,791,486,887	
			補正額	933,000	-		
			計	108,385,000	(286,575,678) 308,251,673		

備考 () は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

4 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【政策局関係】

2款 総務費 1項 政策費

- ・ 宮ヶ瀬やまなみセンター指定管理費 207千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。
- ・ 相模湖交流センター指定管理費 1,549千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

【議案（条例その他 その3） 定県第57号議案】

5 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例を廃止する
条例の概要

(1) 廃止の理由

かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金を廃止することに伴い、当該条例を廃止するものである。

(2) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その3） 定県第58号議案】

6 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加えるほか、2法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年8月1日。ただし、新たに指定する法人等については、公布の日。

イ 経過措置

令和6年3月31日以前に、本条例で解散に伴い削除される特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る当該法人の指定及び税額控除の対象となる期間については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その3） 定県第59号議案】

7 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の削除等をするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

医療法施行条例附則に基づく経過措置期間の満了に伴う改正 [1項目]

ア 療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置期間の満了に伴い、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に移譲している事務の一部を削除するもの

イ その他所要の規定の整備を行うもの

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その3） 定県第60号議案】

8 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人番号を利用する事務を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 個人番号利用事務の追加（別表第1関係）

現行の健康保険証が廃止されることに伴い、個人番号を使って健康保険の加入情報を照会する必要があることから、県独自の個人番号利用事務として(ア)から(ウ)までの事務を追加する。

(ア) 肝炎患者等に対する医療の給付等に関する事務

(イ) 先天性血液凝固因子欠乏症又は血液凝固因子製剤に起因するヒト免疫不全ウイルス感染症の患者に対する医療の給付に関する事務

(ウ) スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性すい炎又はプリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）の患者に対する医療の給付に関する事務

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という）の一部改正に伴う改正（第2条、別表第2及び別表第3関係）

番号利用法の別表第2が削除され、その代替として主務省令別表で情報連携の詳細が規定されるため、それに伴う所要の改正を行う。

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)アについては令和6年8月31日。

9 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

収入証紙により徴収する交付手数料について、建築計画概要書等閲覧交付システムの導入に伴い、収入証紙以外の方法による徴収とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

手数料の削除（別表の2 手数料の表20の項関係）

- ア 建築計画概要書等の写しの交付手数料
- イ 台帳記載事項証明書交付手数料

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年10月1日

イ 経過措置

- (ア) この条例の施行の日前に証紙による収入の方法により徴収した(2)に規定する建築計画概要書等の写しの交付手数料又は台帳記載事項証明書交付手数料（以下「建築計画概要書等の写しの交付手数料等」という。）に係る証紙と知事が認めたものについては、令和7年9月30日までの間に限り、建築計画概要書等の写しの交付手数料等の納付のために使用することができる。
- (イ) 建築計画概要書等の写しの交付手数料等の納付のために販売された証紙と知事が認めたもの（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）は、令和7年9月30日までに申請したときに限り、県に返還して現金の還付を受けることができる。
- (ウ) (3)イ(イ)により還付を受ける者（収入証紙に関する条例第5条第1項に規定する販売者を除く。）については、同条例第7条第2項の規定は、適用しない。

10 神奈川県県税条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく個人県民税の均等割の税率特例の期間満了に伴い、関連する規定を削除するとともに、条例附則の形式を見直すため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 個人県民税の均等割の税率特例規定の削除

平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人県民税（均等割）の税率を500円引き上げる規定の削除等を行う。（附則第7項及び附則第42項関係）

イ 条例附則の形式の見直し

条例附則の形式を項建てから条建てに見直す。（附則第1項～第43項関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

改正後の附則第23条の規定は、令和6年度以後の年度分の個人県民税について適用し、令和5年度分までの個人県民税については、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その3） 定県第63号議案】

11 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する特別償却設備を取得等した者に対して地方税の課税免除を行った場合の減収補填措置の期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

課税免除の対象となる特別償却設備の取得等の期限を、令和9年3月31日まで3年延長する。（第2条関係）

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

12 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【くらし安全防災局関係】

2款 総務費 8項 安全防災費

- ・ 災害対策推進費 338,511千円

良好な生活環境を確保した避難所を迅速に開設するため、避難所用テントの備蓄を強化する。

また、災害情報管理システムに衛星解析画像を表示する機能を追加するほか、新たにドローンが撮影した映像を伝送するシステムを導入するとともに、赤外線カメラを搭載したドローンを整備する。

- 一部(新)・ LPガス物価高騰対応費 1,399,198千円

LPガス料金の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援金を支給する。

13 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【文化スポーツ観光局関係】

2款 総務費 9項 文化スポーツ観光費

- ・ 地球市民かながわプラザ管理運営費 3,710千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ 県民ホール本館管理運営費 15,733千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ 県民ホール神奈川芸術劇場管理運営費 4,291千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ 県立音楽堂管理運営費 2,010千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。
- ・ かながわアートホール管理運営費 568千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。

- 一部(新)・ スポーツ施設費 1,903千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

14 令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
かながわアートホール指定管理費	630,000	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和11年度	630,000		そ の 他	2,145
						一般財源	627,855
西湘スポーツセンター指定管理費	112,302	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和11年度	112,302		そ の 他	4,030
						一般財源	108,272
スポーツ会館指定管理費	126,884	前年度末までの支出(見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出予定額	令和6年度～令和11年度	126,884		そ の 他	4,485
						一般財源	122,399

【議案（条例その他 その3） 定県第74号議案】

15 かながわアートホールの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立かながわアートホール条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称

かながわアートホール

イ 指定管理者

(ア) 名称

神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループ

(イ) 主たる事務所の所在地

横浜市中区山下町46番地

ウ 指定期間

令和7年4月1日から

令和12年3月31日まで

16 西湘スポーツセンターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	西湘スポーツセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	B S C ・ 三洋装備グループ
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市南区宿町2番36号
ウ 指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

17 スポーツ会館の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立スポーツ会館条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	スポーツ会館
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県スポーツ協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市神奈川区三ツ沢西町3番1号
ウ 指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

18 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【環境農政局関係】

(1) 7款 農林水産業費 1項 農業費

- ・ 大船フラワーセンター指定管理費 759千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。

- ・ 農業物価高騰対応費補助 32,945千円
国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入を促進するため、セーフティネット加入者の燃料費の負担増に対して支援するとともに、省エネ資材等の購入に対して補助する。

(2) 7款 農林水産業費 2項 畜産業費

- ・ 畜産業物価高騰対応費補助 44,784千円
畜産農家の輸入乾牧草購入費の負担増や、神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。

(3) 7款 農林水産業費 4項 林業費

- ・ 林業物価高騰対応費補助 3,612千円
きのこ生産者の燃料費の負担増や省エネ機器等の導入に対して補助する。

(4) 7款 農林水産業費 5項 水産業費

- ・ 漁業物価高騰対応費補助 1,994千円
出荷施設等を運営している漁業協同組合等や、放流用稚魚等を生産している公益財団法人神奈川県栽培漁業協会の電気代の負担増に対して補助する。

19 令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額 千円	区 分	期 間	金 額 千円	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
ビジターセンター 指定管理費	271,290	前年度末 までの支出 (見込)額			国庫支出金	—	
		当該年度 以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和11年度	271,290	県 債	—	
					そ の 他	—	
					一般財源	271,290	

20 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

排水基準を定める省令等の一部改正を踏まえ、6価クロム化合物の排水基準等に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 6価クロム化合物

排水基準のうち、6価クロム化合物に係る許容限度を「0.05mg/l」から「0.02mg/l」とする。（別表第2関係）

イ 大腸菌群数

項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改め、許容限度を「1,000個/cm³」から「200cfu/ml」、「3,000個/cm³」から「800cfu/ml」とする。（別表第3関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和6年10月1日。ただし、(2)イについては令和7年4月1日。

イ 経過措置

この条例の施行の日の前日において設置されている特定事業場（建設工事中のものを含む。）のうち、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置する特定事業場から排出される排出水の(2)アについての排水基準は、令和7年3月31日までの間は、なお従前の例による。

【議案（条例その他 その3） 定県第77号議案】

21 秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立のビジターセンター条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	秦野ビジターセンター及び 西丹沢ビジターセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川県公園協会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区扇町三丁目8番地8
ウ 指定期間	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

22 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【福祉子どもみらい局関係】

(1) 2款 総務費 10項 青少年費

- ・ 子ども・若者支援事業費 1,500千円
電気代・ガス代等の高騰によるひきこもり等支援団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(2) 4款 民生費 1項 社会福祉費

- ・ 困難な問題を抱える女性等支援事業費 200千円
電気代・ガス代等の高騰による困難を抱える女性を支援する団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(3) 4款 民生費 2項 障害福祉費

- ・ 障害福祉施設指定管理費 3,771千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。
- ・ 障害福祉施設等物価高騰対応費 288,969千円
電気代・ガス代等の高騰による障害福祉施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(4) 4款 民生費 3項 老人福祉費

- ・ 認知症高齢者施策推進事業費 30,282千円
電気代・ガス代等の高騰による高齢者団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。
- ・ 介護施設整備費補助 4,278,218千円
介護施設の大規模修繕・耐震化工事や、大規模修繕の際に併せて行う介護ロボットやICT機器の導入に対して補助する。また、介護職員の宿舍を整備する経費に対して補助する。
- ・ 高齢者施設等物価高騰対応費 1,199,027千円
電気代・ガス代等の高騰による高齢者施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(5) 4款 民生費 4項 生活保護費

- 生活困窮者自立支援事業費 1,520 千円
電気代・ガス代等の高騰による生活困窮者支援団体の負担を軽減するため、支援金を支給する。
- 救護施設等物価高騰対応費 6,062 千円
電気代・ガス代等の高騰による救護施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(6) 4款 民生費 5項 児童福祉費

- 児童養護施設等物価高騰対応費 19,894 千円
電気代・ガス代等の高騰による児童養護施設等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

(7) 11款 教育費 8項 私学振興費

- 私立学校物価高騰対応費 38,252 千円
電気代・ガス代等の高騰による私立学校の負担を軽減するため、支援金を支給する。

23 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

3歳児への職員の配置基準（子ども：職員）を20：1から15：1に引き上げるとともに、4・5歳児への職員の配置基準（子ども：職員）を30：1から25：1に引き上げる。（第2条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第2条第4号ア（ウ）及び（エ）の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア（ウ）及び（エ）の規定は、なおその効力を有する。

【議案（条例その他 その3） 定県第66号議案】

24 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

3歳児への保育士の配置基準（幼児：保育士）を20：1から15：1に引き上げるとともに、4・5歳児への保育士の配置基準（幼児：保育士）を30：1から25：1に引き上げる。（第46条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第46条第2項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第46条第2項の規定は、なおその効力を有する。

【議案（条例その他 その3） 定県第67号議案】

25 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の基準に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

3歳児への保育教諭の配置基準（園児：保育教諭）を20：1から15：1に引き上げるとともに、4・5歳児への保育教諭の配置基準（園児：保育教諭）について30：1から25：1に引き上げる。（第8条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

公布の日

イ 経過措置

園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第8条第3項の表1の項及び2の項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第8条第3項の表1の項及び2の項の規定は、なおその効力を有する。

26 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【健康医療局関係】

- (1) 5款 衛生費 1項 公衆衛生費
一部(新)・ 感染症対策費 652,813千円
新興感染症の発生・まん延時に備えるため、新たに協定締結医療機関が行う個室病床等の整備に対して補助する。また、平時から個人防護具の備蓄に係る施設整備を行う協定締結医療機関に対して補助する。
- (2) 5款 衛生費 2項 環境衛生費
・ 公衆浴場物価高騰対応費補助 16,447千円
物価高騰の影響を大きく受けている一般公衆浴場の燃料費及び電気代の負担増に対して補助する。
- (3) 5款 衛生費 4項 医薬費
一部(新)・ 災害時医療救護体制整備費 57,985千円
大規模災害時の災害医療を円滑に行うため、本庁庁舎及び保健福祉事務所等に衛星通信システムを整備する。また、新興感染症の発生・まん延時に備えるため、災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関が行う派遣用医療機器等の整備に対して補助する。
- ・ 医療機関等物価高騰対応費 598,191千円
電気代・ガス代の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、支援金を支給する。
- (4) 11款 教育費 9項 大学費
・ 保健福祉大学交付金 54,144千円
優秀で意欲のある学生の県内外からの確保に向けて、令和7年度から入学料を現行の2分の1とするため、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に対する運営費交付金を増額する。

27 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 リンゼン蓄備用
84,200箱
- (2) 契約者名 グラクソ・スミスクライン株式会社
代表取締役 ポール・リレット
- (3) 契約金額 1億7,875万6,600円
- (4) 納入期限 令和7年3月31日
- (5) 契約の方法 随意契約
- (6) 随意契約理由 グラクソ・スミスクライン株式会社は、抗インフルエンザウイルス薬「リンゼン」の製造・販売に係る独占的ライセンスを持っており、通常流通用リンゼン「商品名：リンゼン」とは別に、新型インフルエンザ対策に係る抗インフルエンザウイルス薬の確保用として、価格を低く設定し、国及び都道府県に直接販売する行政備蓄用リンゼン「商品名：リンゼン蓄備用」を製造販売している。
 本件は、特定の物品を購入するものであり、かつ当該物品の調達相手方は、グラクソ・スミスクライン株式会社に特定されるものであるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に基づき、グラクソ・スミスクライン株式会社との随意契約により物品購入契約をすることとしたものである。

28 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人の年度計画が廃止されたため、所要の変更を行うものである。

(2) 変更の内容

- ア 役員会における議決事項から「年度計画」に関する事項を削除する。（第19条関係）
- イ 経営審議会における審議事項から「年度計画」に関する事項を削除する。（第23条関係）
- ウ 教育研究審議会における審議事項から「年度計画」に関する事項を削除する。（第27条関係）

(3) 施行期日

総務大臣及び文部科学大臣の認可の日

【議案（条例その他 その3） 定県第80号議案】

29 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の変更の認可の概要

(1) 変更の認可の趣旨

優秀で意欲のある学生の県内外からの確保に向けて、令和7年度から入学料を現行の2分の1とするため、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の業務に関して徴収する料金の上限の変更の認可を行うものである。

(2) 変更の認可の内容

入学料の上限額を、神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるものは28万2,000円から14万1,000円に、その他の者は56万4,000円から28万2,000円に変更する。

(3) 変更期日

地方独立行政法人法第23条第1項の規定による知事の認可の日

30 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【産業労働局関係】

(1) 6款 労働費 1項 労政費

- ・ かながわ労働プラザ指定管理費 1,389千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。

(2) 8款 商工費 1項 商工総務費

- ・ 中小製造業等特別高圧受電者支援事業費 270,193千円
特別高圧を受電する県内中小企業者の負担を軽減するため、電気代高騰の影響を受けている製造業・倉庫業及び商業施設やオフィスビルに入居する事業者を支援する。
- ・ 貨物運送事業者物価高騰対応費補助 464,264千円
中小貨物運送事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。
- ・ 浦島合同庁舎（仮称）整備費 218,700千円
浦島合同庁舎（仮称）の早期整備を図るため、令和7年度に予定していた工事等の一部を前倒して実施する。

(3) 8款 商工費 2項 工業費

- ・ ロボット実用化促進費 297,303千円
更なる介護ロボットの導入や実用化等を促進させるため、介護事業所の生産性向上の状況や被介護者のケアの質の変化を把握できるデータ基盤を構築し、横展開を図るとともに、開発企業及び介護事業所に対して研修等を実施する。

(4) 8款 商工費 3項 商工金融費

- 一部^新・ 信用保証事業費補助 931,700千円
国の「伴走支援型特別融資」終了後も、同じ水準の信用保証料率で融資を受けることができる「（仮称）かながわ伴走支援型特別融資」を7月から9月まで設け、長引く物価高騰の影響を受ける中小企業者等の資金繰りを支援する。

31 令和6年度一般会計6月補正予算継続費について【産業労働局関係】

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(変更)

款 項 事業名	年度	全 体 計 画					前前年度末までの支出額	前年度末までの支出額(見込)	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
		区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
				特 定 財 源									
				国庫支出金	県債	その他							
8 商工費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
	5	補正前額 33,000	—	19,000	—	14,000	—	29,700	—	29,700	—	1	
		補正額 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1 商工総務費		補正後額 33,000	—	19,000	—	14,000							
浦島合同庁舎 (仮称)新築 工事費	6	補正前額 151,000	24,183	93,000	—	33,817	—	—	372,300	372,300	—	12	
		補正額 218,000	113	177,000	—	40,887							
		補正後額 369,000	24,296	270,000	—	74,704							
	7	補正前額 892,000	—	—	—	892,000	—	—	—	—	1,252,000	—	
		補正額 360,000	—	—	—	360,000							
		補正後額 1,252,000	—	—	—	1,252,000							
	8	補正前額 1,664,000	—	—	—	1,664,000	—	—	—	—	1,206,000	—	
		補正額 △458,000	—	—	—	△458,000							
		補正後額 1,206,000	—	—	—	1,206,000							
9	補正前額 451,000	—	—	—	451,000	—	—	—	—	331,000	—		
	補正額 △120,000	—	—	—	△120,000								
	補正後額 331,000	—	—	—	331,000								
計	補正前額 3,191,000	24,183	112,000	—	3,054,817	—	29,700	372,300	402,000	2,789,000	13		
	補正額 —	113	177,000	—	△177,113								
	補正後額 3,191,000	24,296	289,000	—	2,877,704								

款 項 事業名	年度	全 体 計 画					前 前 年 度 末 ま だ の 支 出 額	前 年 度 末 ま だ の 支 出 額 (見込)	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当 該 年 度 末 ま だ の 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	継 続 の 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率	
		区分	年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
				特 定 財 源									
				国 庫 支出金	県 債	その他							
8 商工費		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
1 商工総務費	5	補正前 の額	5,100	-	-	-	5,100	-	-	-	-	10	
		補正 の額	-	-	-	-	-	5,100	-	5,100	-		
		補正後 の額	5,100	-	-	-	5,100	-	-	-	-		
浦島合同庁舎 (仮称)新築 工事推進費	6	補正前 の額	17,900	-	-	-	17,900	-	-	18,600	18,600	-	35
		補正 の額	700	-	-	-	700	-	-	-	-		
		補正後 の額	18,600	-	-	-	18,600	-	-	-	-		
	7	補正前 の額	10,500	-	-	-	10,500	-	-	-	-	13,200	-
		補正 の額	2,700	-	-	-	2,700	-	-	-	-	-	
		補正後 の額	13,200	-	-	-	13,200	-	-	-	-	-	
	8	補正前 の額	10,500	-	-	-	10,500	-	-	-	-	12,700	-
		補正 の額	2,200	-	-	-	2,200	-	-	-	-	-	
		補正後 の額	12,700	-	-	-	12,700	-	-	-	-	-	
	9	補正前 の額	8,700	-	-	-	8,700	-	-	-	-	3,100	-
		補正 の額	△ 5,600	-	-	-	△ 5,600	-	-	-	-	-	
		補正後 の額	3,100	-	-	-	3,100	-	-	-	-	-	
計		補正前 の額	52,700	-	-	-	52,700	-	-	18,600	23,700	29,000	45
		補正 の額	-	-	-	-	-	5,100	-	-	-		
		補正後 の額	52,700	-	-	-	52,700	-	-	-	-		

32 令和6年度6月補正予算公共事業等の内容【県土整備局関係】

(一般会計)

(単位 千円、%)

区 分	令 和 6 年 度			6年度/5年度
	当初予算額 A	6月補正予算額 B	6月現計予算額 C	6月現計 予算額比
道路橋りょう	33,071,697	850,000	33,921,697	117.4
河川海岸	26,852,753	—	26,852,753	103.9
砂防	9,845,274	—	9,845,274	125.2
港湾	678,790	—	678,790	81.1
都市公園	2,680,789	—	2,680,789	130.8
市街地再開発等	1,999,989	—	1,999,989	67.8
鉄道	871,331	—	871,331	32.2
災害復旧	1,020,000	—	1,020,000	100.0
国直轄事業負担金	12,430,000	—	12,430,000	100.0
一般会計計	89,450,623	850,000	90,300,623	106.7

(特別会計)

県営住宅事業会計	20,196,221	—	20,196,221	191.4
----------	------------	---	------------	-------

(企業会計)

流域下水道事業会計	9,283,705	—	9,283,705	133.2
-----------	-----------	---	-----------	-------

県土整備局計	118,930,549	850,000	119,780,549	117.3
--------	-------------	---------	-------------	-------

(事業内容)

- 道路橋りょうの整備
 県道26号(横須賀三崎)他17箇所

33 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業（公共事業等を除く）
【県土整備局関係】

(1) 9款 土木費 2項 道路橋りょう費

- ・ 交通安全施設等維持管理費 1,455千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費の上昇分を負担する。

(2) 9款 土木費 5項 港湾費

- ・ 港湾維持管理費 1,022千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

(3) 9款 土木費 6項 都市行政費

- 一部(新)・ 建築物防災対策費 22,333千円
沿道建築物の耐震化が必要な路線を洗い出すための調査を行う。

(4) 9款 土木費 7項 都市計画費

- ・ 公園緑地等維持管理費 5,004千円
燃料価格の高騰等の影響に伴う光熱費等の上昇分を負担する。

【議案（条例その他 その3） 定県第69号議案】

34 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事請負契約変更の内容

- (1) 工 事 名 称 一級河川矢上川地下調節池トンネル本体 I 期工事
- (2) 工 事 場 所 川崎市宮前区梶ヶ谷地先他
- (3) 請負契約者名 大成・大豊・土志田特定建設工事共同企業体
代表者 大成建設株式会社横浜支店
執行役員支店長 島 伸 一
- (4) 変 更 の 理 由 工事請負契約書第26条第 6 項に基づく、インフレスライド(※)の費用を計上することに伴い、工事請負契約を変更する。
- ※ インフレスライドとは、急激なインフレーション又はデフレーションにより、賃金水準又は物価水準などが著しく変動した時に、発注者又は受注者が、請負代金額の変更を請求できるもの。
- (5) 変 更 の 内 容 請負契約金額
(変更前) 174億910万9,300円
(変更後) 185億6,307万9,700円

36 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【教育委員会関係】

11款 教育費 7項 保健体育費

- ・ 学校給食等物価高騰対応費補助 10,364千円

物価高騰による保護者等の負担軽減を行うため、県立特別支援学校の給食費及び寄宿舍食費の物価高騰分を補助する。

【議案（条例その他 その3） 定県第68号議案】

37 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県立高校改革実施計画に基づく学科改編に伴い、県立の高等学校の名称について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

学科改編される高等学校について、名称を改める。（別表第1関係）

改 正	現 行
神奈川県立 <u>二俣川</u> 高等学校	神奈川県立 <u>二俣川看護福祉</u> 高等学校

(3) 施行期日

令和7年4月1日

38 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 大型電子黒板（県立高等学校）
1,632台
- (2) 契約者名 株式会社有隣堂
代表取締役 松 信 健太郎
- (3) 契約金額 7億9,527万3,600円
- (4) 納入期限 令和6年12月1日
- (5) 契約の方法 一般競争入札

39 動産の取得の内容

- (1) 品目及び数量 大型電子黒板（県立特別支援学校）
406台
- (2) 契約者名 株式会社有隣堂
代表取締役 松 信 健太郎
- (3) 契約金額 1億897万400円
- (4) 納入期限 令和6年12月1日
- (5) 契約の方法 一般競争入札

40 動産の取得の内容

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 品目及び数量 | 書架
584台 |
| (2) 契約者名 | 丸善雄松堂株式会社
代表取締役 矢野正也 |
| (3) 契約金額 | 10億3,345万円 |
| (4) 納入期限 | 令和7年6月30日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |

41 令和6年度一般会計6月補正予算歳出の事業【警察本部関係】

10款 警察費 1項 警察管理費
一部 (新)・ 警察管理運営費 53,964千円

運転免許更新手数料等について、収入証紙による徴収に代えて、警察署等での窓口キャッシュレス決済を導入する。

42 令和6年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源	国庫支出金	千円
免許申請窓口等 キャッシュレス収 納委託事業費	771,420	前年度末 までの支出 (見込)額		-	-	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和9年度	771,420	-	そ の 他	-
						一般財源	771,420
個人番号カード連 携対応機器整備費	102,895	前年度末 までの支出 (見込)額		-	-	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和12年度	102,895	-	そ の 他	-
						一般財源	102,895
運転免許申請オン ライン予約業務委 託費	1,225,410	前年度末 までの支出 (見込)額		-	-	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和6年度 ～ 令和12年度	1,225,410	-	そ の 他	-
						一般財源	1,225,410